

主 文
本件を原告審として受理しない。
申立費用は申立人の負担とする。
平成15年12月22日
最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官 深澤武久
裁判官 横尾和子
裁判官 甲斐中辰夫
裁判官 泉徳治
裁判官 島田仁郎